

くらしの安心だより

防災行政無線放送が確認できる便利な手段を紹介します

☎ 防災対策課 Tel. 0193-42-8781

防災行政無線が聞こえない場合

防災ラジオ

外のスピーカーが聞こえづらい場合、ラジオ機能付戸別受信機（防災ラジオ）によって、室内で防災行政無線を聞くことができます。現在、役場防災対策課で無料貸与を行っています。
※地域によって受信できない場合があります。



防災行政無線の放送内容を確認したい場合

以下の方法は、防災行政無線で放送した内容を携帯電話およびスマートフォンで確認することができます。

いわてモバイルメール

- 〈登録方法〉①携帯電話内（メニュー）の「メール」や「Eメール」を開き、「新規作成」から次のメールアドレスを入力し、空メールを送信します。 add@mail.highway.pref.iwate.jp
②約1分後に届くメールの本文に書かれたURL（アドレス）にアクセスし、受け取りたい情報を登録します。
- 〈オススメ情報〉大槌町災害情報：災害警戒本部からの情報（避難情報・気象情報）
大槌町からのお知らせ：クマ出没情報、町内イベントなどの開催・中止情報
いわて河川情報（釜石）：釜石・大槌地域の河川水位情報
※メールのドメイン指定設定や携帯電話会社の一部の料金プランによっては登録できない場合があります。

LINE



〈登録方法〉

スマートフォン内（メニュー）の「QRコード読み取りアプリ」を開き、以下QRコードを読み取り、「友だち追加」を行います。



登録に自信がない場合、ご家族やご近所の人にお問い合わせください。

Yahoo! 防災速報アプリ



〈登録方法〉

①スマートフォン内（メニュー）の「QRコード読み取りアプリ」を開き、以下QRコードを読み取るか、「Yahoo! JAPAN アプリ」を検索してダウンロードします。



②ダウンロード後、アプリ内の「設定（歯車マーク）」から「地域の設定」で「大槌町」を登録し、「自治体からの緊急情報」が「オン」になっていることを確認したら設定完了です。

電話応答サービスもあります！

防災行政無線放送後、以下の電話番号に電話することで放送内容を確認することができます。

〈電話応答サービス〉 0193-42-5390

あなたのお家は大丈夫？ 地震による我が家の転倒・落下防止対策チェック

地震による家具類の転倒など、お住まいの安全性について、次のチェックリストを参考にもう一度考えてみましょう。

- 家具類の上部に、つっぱり棒を使用し固定している。
- 家具類の下部に、ストッパーや転倒防止マットを使用し固定している。
- 家具類の上下部を金具等で連結している。
- 家具類と壁を、L字金具やストッパーで固定している。
- その他家電（テレビ・電子レンジなど）について固定している。
- 高い所に物を置いていない。
- 窓やガラスに飛散防止フィルムを貼っている。



5歳から11歳までの新型コロナワクチン接種について

3月から、5歳～11歳の人にも新型コロナワクチン接種を受けられるようになりました。対象者には意向調査を送付し、後日接種券などを発送する予定です。

感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持ち、保護者の意思に基づいて接種を判断するようお願いいたします。保護者の同意なく、接種が行われることはありません。周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

☎ 大槌町新型コロナワクチンコールセンター Tel. 0193-27-5670

4月から「風しん」「おたふくかぜ」ワクチン予防接種費用を全額助成

風しんワクチン予防接種

この予防接種は、法定の予防接種（定期予防接種）とは異なる、接種者の判断に基づく任意の予防接種です。

詳細については、ホームページ等でお知らせします。

- 対象者 町内に住所があり、下記①、②に該当する人
- ①岩手県風しん抗体検査（※）の結果、抗体価が低いと判断された人 ※詳しくは、岩手県のホームページをご覧ください。
 - ②妊婦健診の風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判断された人で、次の妊娠を望む人（接種日時点で18歳～49歳の女性）
- ※一度助成を受けたことがある人は対象外です。

■接種日 令和4年4月1日以降の接種分から助成対象

■助成内容 対象者1人につき1回のみ、接種料金の全額助成

おたふくかぜワクチン予防接種

この予防接種は、法定の予防接種（定期予防接種）とは異なり、保護者が接種を判断する任意の予防接種です。

対象者には、4月中に予診票などを送付します。

- 対象者 町内に住所がある、令和2年4月2日～令和4年4月1日生まれの人
- 接種日 令和4年4月1日以降の接種分から助成対象
- 助成期間 接種日時点において、満1歳以上～2歳未満まで
※令和2年4～5月生まれの人が、令和4年4～5月末の間に接種した場合は、2歳時点での接種も助成対象とみなします。
- 助成内容 1回目の接種料金を全額助成（接種前におたふくかぜにかかったことがある人は助成対象外）

☎ 健康福祉課 Tel. 0193-42-8716

令和4年4月1日から「18歳」で「成年」

成年年齢引き下げによる消費者トラブルにご注意ください

4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。4月1日時点で、18歳、19歳に達している人はその日から成年となります。また、4月1日時点で17歳以下の人は、18歳の誕生日から成年となります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

未成年者の契約には、原則、親の同意が必要ですが、成年になると親の同意なしでさまざまな契約ができるようになります。

18歳からできること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意なしでの契約 <ul style="list-style-type: none"> ・スマホを買う ・アパートを借りる ◆クレジットカードの作成 ◆結婚可能年齢が男女ともに18歳に統一 ◆公認会計士資格、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの取得 ◆10年有効パスポートの取得 ◆性別の取り扱いの変更の申し立て など 	<ul style="list-style-type: none"> ◆喫煙・飲酒 ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権（馬券など）の購入 ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得 ◆国民年金の加入義務

契約は書面がなくても、口約束でも成立します。一度、成立した契約は、原則、自分の都合で一方向的にやめることは出来ません。契約にはさまざまなルールがあり、安易に契約してしまうとトラブルに巻き込まれる可能性があります。4月から大きく変わることを意識するとともに、周囲の大人の見守りも大切です。消費者トラブルで困った時は、消費生活センターまでご相談ください。

☎ 釜石市消費生活センター Tel. 0193-22-2701